

令和4年度

教育文化学部

総合型選抜Ⅰ学生募集要項

項目	月 日
出願書類等受付期間	令和3年11月1日(月)～令和3年11月4日(木) 必着
選 抜 期 日	令和3年11月20日(土)
合 格 発 表 日	令和3年12月6日(月)
入 学 手 続 期 間	令和3年12月16日(木)～令和3年12月17日(金) 必着

新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、急な変更もあり得ます。
その場合は、本学の入試関連ウェブページで周知いたします。

<https://www.akita-u.ac.jp/admission/>

秋 田 大 学

入学志願者の個人情報保護について

本学では、提出された出願書類から志願者の個人情報を取得し、また、入学試験の実施により受験者の個人情報を取得しますが、これらの個人情報は、下記の目的で利用します。

【利用目的】

- 入学者選抜に関する業務（統計処理などの付随する業務を含む。）に利用します。
- 入学手続完了者にとっては、入学後の学籍管理、学習指導、学生支援関係業務および授業料徴収業務に利用します。
- 国公立大学の一般選抜における合格者決定業務を円滑に行うために、総合型選抜Ⅰの合格及び入学手続等に関する個人情報（氏名および高等学校等コード）を、大学入試センターおよび併願先の国公立大学に通知します。

目 次

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）	1
教育文化学部総合型選抜Ⅰにおける選抜方法等	2
1. 募集学科および募集人員	2
2. 出願要件	2
3. 出願手続	3
4. 選抜方法	5
5. 合格者の発表	6
6. 配慮を必要とする入学志願者の事前相談	6
7. 入学手続	6
8. 個人の試験成績の開示	7
9. その他	7
10. 総合型選抜Ⅰに関する問い合わせ先	7
検定料の免除について	8
秋田大学学生寮について	9
秋田大学教育文化学部総合型選抜Ⅰ「個別の入学資格審査」について	9

添付書類等

1. 入学志願票
2. 受験票・写真票
3. 志願理由書
4. 地域連携・国際交流活動内容記載書
5. 検定料振替払込受付証明書貼付台紙
6. 検定料払込取扱票
7. 受験上および修学上の配慮を必要とする入学志願者の事前相談書
8. 宛名票
9. 受験票等送付用封筒
10. 出願用封筒

教育文化学部および地域文化学科の入学受入方針 (アドミッション・ポリシー)

【教育文化学部】

◆育てる人間像

教育文化学部では人間存在をめぐる現代的課題を総合的に探究し、教員および新たな生活文化の創造を担う人材を育成します。

【地域文化学科】

●求める人物像

1. 地域社会の将来を展望し、行政・経済・生活・文化などの各方面において地域の活性化に貢献したいという強い情熱のある人
2. 地域の抱えるさまざまな問題に対して、人文・社会科学や生活科学、自然科学、情報科学、心理学の総合的な成果を踏まえて分析し、これに実践的に応えていこうという意欲のある人
3. 地域の特性・伝統を理解しながら、日本および世界の歴史・文化に対しても幅広い関心を有し、学業で得た知識・経験を積極的に活用し、地域文化の継承・発展に取り組もうという意欲のある人
4. 地域情報を世界に向けて発信し、世界の各地域との交流を促進しようという意欲のある人

※高等学校等で修得すべき具体的な内容

- 国語－国語を適切に表現し的確に理解する能力、伝え合う力、思考力・想像力と、言語文化に対する関心および国語を尊重する態度
- 英語－言語や文化に対する理解と、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりする英語コミュニケーション能力
- 数学－数学の基本的な概念や原理・法則についての体系的な理解と、それらを活用し、数学的論拠に基づいて判断する態度
- 地歴・公民－日本および世界の歴史と生活・文化の地域的特色についての理解と、国際社会で主体的に生き平和で民主的な国家・社会を形成する公民的資質
- 理科－自然の事物・現象に対する関心や探究心と、そのために必要な科学的に探究する能力と態度、および、自然の事物・現象についての理解と科学的な自然観

●入学選抜の基本方針

《総合型選抜Ⅰ》

豊かで個性的な人間性を持ち、かつ論理的思考力や表現力を持つとともに、特に地域連携あるいは国際交流を通じた地域への貢献に強い関心を持ち、行動している人を求めます。

そのため、個別学力検査等として小論文、地域連携あるいは国際交流に関するプレゼンテーションおよび面接を課して、主として「幅広い知識・技能に基づく論理的思考力・判断力と読解力や表現力を含む言語運用能力、コミュニケーション能力および地域貢献への意欲、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を評価します。

なお、調査書等は、プレゼンテーションおよび面接において活用します。

総合型選抜Ⅰにおける重点評価項目

入学選抜方法	知識・技能	思考力・判断力・表現力		主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度 (主体性・多様性・協働性)	
		思考力・判断力	表現力	主体性	多様な人々との協働性
小論文	○	○	○		
プレゼンテーション	○	○	○	○	○
面接				○	○
調査書				○	○
活動内容記載書				○	○

教育文化学部総合型選抜 I における選抜方法等

1. 募集学科および募集人員

学 科	募 集 人 員
地域文化学科	8 名

2. 出願要件

次の(1)および(2)に該当する者で、合格した場合入学を確約できる者とします。

なお、(2)の要件については、試験当日におけるプレゼンテーションおよび面接において確認します。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ① 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者および令和4年3月卒業見込みの者
- ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者および令和4年3月修了見込みの者
- ③ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条（第6号を除く）の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる次のアからカのいずれかに該当する者および令和4年3月31日までにこれに該当する見込みの者
 - ア 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - イ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ウ 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - エ 文部科学大臣の指定した者
 - オ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）で18歳に達したもの
 - カ 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(2) 地域連携活動あるいは国際交流活動に関して、継続的な活動実績を有し、活動実績を客観的に確認できる根拠資料を提出できる者※

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、やむを得ず休止していた期間も、ここでいう継続的な活動期間に含めても構いません。

※ 総合型選抜 I は、地域の方々と連携した活動または国際交流活動を主体的・継続的に行っている人を受け入れる募集枠です。学校・地方自治体・民間財団などでの活動をきっかけとしたものでも構いませんが、学校での授業および部活動のみの活動は、この枠に該当しません。

地域連携活動とは地域社会の人々との協働という要素を含む活動を意味します。想定される具体例のいくつかを挙げます。

- 地域の人々と協働して祭の企画・運営・実行などの活動に継続的に参加している。
- 地域ボランティアとして施設訪問などを継続的に行っている。
- 地域のスポーツ団体等で活動やその補助を継続的に行っている。

以上のような活動を1年以上行っていることを必要とします。

国際交流活動としては以下のようなものが想定されます。

- 海外研修などを体験し、帰国後も継続的に交流活動を続けている。
- 留学生の受け入れなどを体験し、その後も継続的に交流を続けている。
- 団体等において継続的に外国人との交流活動を行っている。

主体的・継続的な国際交流活動であれば、活動期間は問いません。

3. 出願手続

(1) 出願書類等

書 類 等	摘 要
① 入 学 志 願 票	本学部所定の様式に所要事項を記入してください。
② 受験票・写真票	本学部所定の様式に所要事項を記入し、写真票に写真（たて4cm・よこ3cm、正面、上半身、無帽で出願前3ヶ月以内に撮影したもの）を貼付してください。
③ 調 査 書	<p>在学または出身学校長が文部科学省で定めた様式により作成し、厳封したもの。</p> <p>高等学校卒業程度認定試験に合格した者および大学入学資格検定に合格した者は、合格成績証明書を調査書に代えることができます。</p> <p>指導要録の保存期間の経過および廃校・被災その他の事情により、調査書が得られない場合は、卒業証明書、単位取得証明書、成績通信簿の写し（本人が保管している場合）その他志願者が提出できる書類をもってこれに代えます。</p> <p>〈調査書を発行する高等学校等へ〉</p> <p>調査書の記載等については、次の通りお願いします。</p> <p>①調査書様式裏面「7. 指導上参考となる諸事項」については、簡潔に記載してください。事項や記載量の多寡は評価しません。</p> <p>②「8. 備考」欄については、記載を求めません。記載されている場合でも評価の対象としません。</p> <p>③様式裏面の記載はA4判2枚以内とします。</p> <p>④令和元年度以前の卒業生については、従前の様式による調査書の提出を認めます。</p>
④ 志 願 理 由 書	本学部所定の様式に受験者本人が記入してください。
⑤ 地域連携・国際交流活動内容記載書	<p>本学部所定の様式により、本人が作成したもの。ただし、記載内容証明者の欄は記載内容を証明する方の自筆であり、捺印してあること。記載については、4ページ〔地域連携・国際交流活動内容記載書記入上の注意〕を確認の上、記入してください。</p> <p>なお、様式は本学ホームページ（https://www.akita-u.ac.jp）からダウンロードできます。様式をダウンロードした場合はA4判で両面印刷してください。</p>
⑥ 検定料・検定料振替払込受付証明書貼付台紙	<p>検定料は17,000円です。</p> <p>本学部所定の払込取扱票に志願者本人の氏名その他必要事項を記入し、原則として令和3年10月15日（金）以降出願前までゆうちょ銀行または郵便局の窓口で振り込んでください。（振込手数料は負担願います。）※ATM（現金自動預け払い機）は使用しないでください。</p> <p>払い込みの際に受領する「振替払込受付証明書」を台紙にしっかりと貼ってください。台紙には氏名を記入してください。</p> <p>出願手続完了後は、いかなる理由があっても既納の検定料は返還しません。</p> <p>ただし、検定料の払込後に出願しなかった場合は、検定料を返還しますので、原則として令和3年11月5日（金）から11月11日（木）までの間（土・日は除きます）に、秋田大学経理・調達課出納担当（Tel 018-889-2234）に申し出てください。</p>
⑦ 受験票等送付用封筒	本学部所定の封筒に住所、氏名を明記し、344円分の切手を貼付してください。
⑧ 宛 名 票	本学部所定の用紙に所要事項を記入してください。

[地域連携・国際交流活動内容記載書記入上の注意]

活動内容

活動の内容を具体的に様式の枠内に収まるように記載してください。この中で以下の項目については必ず触れるようにしてください（枠内であれば説明のための図や写真をいれても結構です）。

- ・活動の概要（参加団体がある場合には団体の紹介を含むこと）
- ・活動におけるあなたの役割
- ・活動の成果
- ・あなたにとっての活動の意義

活動期間

実際に活動していた期間を記入してください。出願できる条件は、地域の方々と連携した活動（1年以上）または国際交流活動を主体的・継続的に行っており、今後も継続する意思があることです。祭のように年1回の活動であっても、地域の人々と協働して祭の企画・運営・実行などの活動を毎年繰り返していれば継続した活動とみなすことができます。記載した活動期間中にやむを得ない事情で中断したことがある場合は、その期間と理由を該当欄に記入してください。また、この書類を作成している段階で活動を行っていない場合には、その理由を該当欄に記載してください。

記載内容証明者

記載した活動内容に間違いがないことを証明することができる方（参加している団体の代表者等）の住所と氏名をその方に自筆で記入してもらい、捺印してもらってください。ただし、記入が困難な場合に限り、継続した活動が客観的に確認できる資料を添付することで証明に代えることができます。資料を添付する場合は必ずA4版としてください。

（添付資料の例）

- ・活動の実施要項（参加者名簿）、本人の名前や姿が確認できる新聞記事等のコピー。
 - ・海外研修や留学生受け入れの際の書類・記録等のコピーおよびその後の交流の記録（メール、写真等。メール等の場合は、交流の事実が確認できれば十分であり、本人以外の個人情報等を黒塗りにして提出すること。）
- ※添付資料は志願者本人が活動や交流を行っている事実が確認できれば十分であり、活動等において使用した資料やチラシを添付する必要はありません。（添付資料の多寡は評価の対象にはなりません。）

(2) 出願方法

① 出願期間 令和3年11月1日(月) ～ 11月4日(木) (必着)

出願書類は一括し、本要項に添付の出願用封筒に入れ、原則として「速達簡易書留」により期日までに郵送してください。

② 提出先

秋田大学入試課教育文化担当 〒010-8502 秋田市手形学園町1番1号

(3) 出願についての留意事項

- ① 出願書類に不備がある場合は、これを受理しません。
- ② 受理した出願書類の返還および記載事項の変更は認めません。
- ③ 出願後、出願書類等の「受信場所」に変更があった場合は速やかに連絡してください。
- ④ 出願書類等に虚偽があった場合は、入学後でも入学を取り消すことがあります。

(4) 受験票の送付について

提出された出願書類等を確認のうえ、受験票を送付します。令和3年11月11日(木)までに受験票が届かない場合は、必ず本学入試課まで問い合わせてください。

4. 選抜方法

出願書類、小論文、プレゼンテーションおよび面接の結果を総合して判定します。

(1) 実施教科等および採点・評価の観点、基準等ならびに配点

教科等	採点・評価の観点、基準等	配点
小論文	社会や文化に関する課題文に提起されている問題点を的確に読み取り、高等学校等までで学んだ基礎知識に基づいてその問題点を考察し、自分の見解を論理的かつ説得力を持って文章化する能力をみます。	100点
プレゼンテーション ※	地域文化学科における人材養成の目的・目標をよく理解したうえで、地域の方々と連携した活動または国際交流活動を主体的・継続的に行っているかをみます。また、その活動内容を明確かつ分かりやすく表現できる能力をみます。	50点
面接	地域文化学科における人材養成の目的・目標をよく理解したうえで、志望理由および入学後の学習の目標等を明確かつ簡潔に表現できる能力をみます。さらに、地域連携・国際交流活動内容記載書に記載された活動とその意義について明確かつ分かりやすく説明できる能力および主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度をみます。	100点

※プレゼンテーションは準備時間も含め10分以内とします。資料の使用も可としますがパソコン等の機材は大学側では準備しません。

[合格者の決定方法について]

以下の基準点に満たない者は、合計点にかかわらず合格者としません。

小論文40点、プレゼンテーション20点、面接40点

(2) 選抜日程

令和3年11月20日(土)

集合時刻	8:30
小論文	9:00 ~ 10:00
プレゼンテーション および面接	10:30 ~ 17:00

(3) 試験場

秋田大学教育文化学部 秋田市手形学園町1番1号

(4) 受験上の注意事項

- ① 試験当日は、受験票を忘れずに持参してください。なお、試験室棟に入る際には、本学受験票を係員に提示してください。また、試験時間中は受験票を机の上に置いてください。
- ② 受験者は、試験当日の8時10分から試験室棟へ入ることができます。
- ③ 試験開始時刻に遅刻した場合は、試験開始後10分以内の遅刻に限り、受験を認めます。
- ④ 小論文の試験室では、受験票、黒鉛筆、鉛筆キャップ、シャープペンシル、消しゴム、鉛筆削り（電動式、大型のもの、ナイフ類を除く）、定規、時計（計時機能だけのもので、秒針音のするもの・大型のもの・アラームが鳴るものを除く）、眼鏡、ティッシュペーパー（袋または箱から中身だけ取り出したもの）以外のものは、机の上に置くことはできません。なお、試験時間中の答案提出は認めません。
- ⑤ プレゼンテーションの際には、計時のためであっても、携帯電話、スマートフォン等の電子機器の使用は認めません。なお、時計（計時機能だけのもので、秒針音のするもの・大型のもの・アラームが鳴るものを除く）の使用は認めます。
- ⑥ 携帯電話等の電子機器類を持参した場合は、アラームの設定を解除し電源を切っておいてください。試験時間中、かばん等にしまわず、身につけていたり手に持っていた場合は、不正行為となることがあります。

- ⑦ 不正行為を行った場合は以後の受験は認められません。
- ⑧ 試験場の下見は、試験前日の13時から17時までの間に行ってください。なお、下見は試験室棟入口までとし、試験室棟には入れません。
- ⑨ 試験前日および試験当日は、受験者および付添者の車両による入構を禁止します。なお、試験当日、試験場には受験者の控室を設けています。付添者は入構できません。
- ⑩ 受験者（特に遠隔地からの者）は、積雪等による交通機関の乱れを考慮し、前日までに秋田市内に到着する等ゆとりを持った日程を組むほか、衣類・履物にも留意してください。

5. 合格者の発表

令和3年12月6日(月) 15時(予定)

合格者には合格通知書を郵送します。また、秋田大学ホームページ (<https://www.akita-u.ac.jp>) に合格者の受験番号を掲載します。

電話等による問い合わせには一切応じません。

6. 配慮を必要とする入学志願者の事前相談

病気・負傷、身体障害および発達障害等の心身の機能の障害（以下、「障害等」という。）により、受験上および修学上の配慮を必要とする可能性のある入学志願者は、出願に先立ち、本要項とじ込みの様式に必要事項を記入の上、医師の診断書等を添えて、指定された期限までに入試課教育文化担当に相談してください。日常生活においてごく普通に使用している補聴器、松葉杖、車椅子等を使用して受験する場合や期限後に不慮の事故等により、受験上の配慮が必要となった場合には、速やかに相談してください。

また、障害等の程度によっては、事前の準備が必要となる場合がありますので、本学への出願を迷っている場合でもあらかじめ相談いただき、進路決定等により特別措置が不要となった場合には、その旨入試課教育文化担当までお知らせください。

なお、事前相談の内容等が合否判定のための資料になることはありません。

- (1) 事前相談の期限 令和3年10月20日(水)まで
- (2) 相談先 秋田大学入試課教育文化担当
〒010-8502 秋田市手形学園町1番1号
電話 018-889-2507
Eメールアドレス nyushi@jimmu.akita-u.ac.jp

7. 入学手続

合格者には、入学関係書類を郵送しますので、所定の納付金を納付するとともに、入学手続関係書類を提出してください。

- (1) 入学手続期間
令和3年12月16日(木)・12月17日(金) (必着)
- (2) 納付金
 - ① 入学料 282,000円(予定額)
 - ② 授業料 前期分 267,900円(年額 535,800円)(予定額)注1) 上記納付金は予定額であり、入学前に入学料が改定された場合には、改定時から入学希望者全員に新入学料が適用されます。また、入学時または在学中に授業料が改定された場合には、改定時から新授業料が適用されます。
- 2) 納付した入学料は、原則として返還しません。

8. 個人の試験成績の開示

受験者の入試成績を次により本人に開示します。

(1) 開示内容

得点 小論文、プレゼンテーションおよび面接の得点
順位等 A, B, C等のランク区分 ※ただし、合格者（不合格者）が3名未満の場合を除く。
調査書 「各教科・科目等の学習の記録」、 「各教科の学習成績の状況」 および 「学習成績概評」 欄

(2) 申込期間

令和4年5月1日(日) ～ 令和4年6月30日(木)

(3) 申込方法

次の書類等により郵送にて申し込んでください。

- ・ 本学の受験票
- ・ 入試成績開示申込書
本学ホームページ (<https://www.akita-u.ac.jp>) 「入試情報→成績開示について」 からダウンロードし、**受験者本人が記入**してください。代理人による申し込みはできません。
- ・ 返信用の封筒
長形3号の封筒の表面に受験者の郵便番号・住所・氏名を明記し、414円分の切手を貼ってください。

申込先

秋田大学入試課

〒010-8502 秋田市手形学園町1番1号 電話 018-889-2507

9. その他

- (1) 地域文化学科に入学した者は、入学後の適切な時期にコースを決定します。原則として本人の希望および入学後の状況等に基づいて行います。

地域文化学科のコースは次の通りです。

地域社会コース
国際文化コース
心理実践コース

- (2) 入学手続き完了者は、本学または他の国公立大学の一般選抜を受験しても合格者とはなりません。
- (3) 入学手続き完了者には、入学前教育を行います。詳細は、入学手続き後に連絡します。
- (4) 入学金・授業料は高等教育の修学支援新制度に基づいて免除される制度があります。(高等教育の修学支援新制度については、文部科学省および日本学生支援機構のホームページを参照してください。) また、経済的理由等により期限までに入学金の納付が困難であると認められる場合には、選考の上、猶予が認められる制度があります。(詳細は入学手続き関係書類でお知らせします。)

10. 総合型選抜 I に関する問い合わせ先

秋田大学入試課教育文化担当

〒010-8502 秋田市手形学園町1番1号

TEL 018-889-2507 FAX 018-835-9924

Eメール nyushi@jimu.akita-u.ac.jp

検定料の免除について

災害救助法が適用される自然災害により被災された方々の経済的負担を軽減し、受験者の進学機会の確保を図るために、検定料免除の特別措置を講じます。

検定料の免除を希望される方は、出願前に必ず入試課までご連絡ください。

(1) 対象者

自然災害により災害救助法の適用を受けた地域において被災し、次のいずれかに該当する方

- ① 学資負担者が所有する自己家屋の全壊、大規模半壊、半壊、流失の被害を受けた方
- ② 学資負担者が災害により死亡または行方不明の方
- ③ 学資負担者の居住地が福島第一原子力発電所事故により、警戒区域または計画的避難区域等に指定された方

(2) 申請の方法

事前に本学入試課に連絡し、該当すると判断された方は、所定の申請書類を(4)の申請期限までに提出してください。提出の際には、封筒のおもて面に「検定料免除申請書在中」と朱書きし、返信用封筒（長形3号、84円切手貼付、住所・氏名記入）を同封してください。

なお、この申請を行う場合は、出願時に「検定料」を払い込まないでください。

(3) 申請書類および証明書

① 申請書類

- ・「検定料免除申請書」（別紙様式）

本学ホームページ「入試情報→検定料免除について」からダウンロードできます。

② 証明書

- ・「り災証明書」（上記(1)の①に該当する方）
- ・「死亡または行方不明を証明する書類」（上記(1)の②に該当する方）
- ・「被災証明書」（上記(1)の③に該当する方）

(4) 申請期限 **令和3年10月20日(水)**

(5) 許可または不許可の通知

① 許可された方には、出願受付期間前までに「検定料免除決定通知書」を送付します。出願書類の提出にあたっては、検定料を納付せず、送付された「決定通知書」を「検定料振替払込受付証明書貼付台紙」に貼って提出してください。

② 不許可の方には、出願受付期間前までに別途通知します。出願書類等の提出にあたっては、検定料を納付の上、必要な手続をしてください。

検定料の納付がない方の当該入学者選抜試験に係る出願は受理しません。

(6) その他

諸事情により、申請期限までに申請書類および証明書が提出できない場合は、一旦検定料を納付した上で、出願書類等を提出してください。

問い合わせ先

秋田大学入試課教育文化担当

電話 018-889-2507

秋田大学学生寮について

入寮案内の請求期間、申し込み期間等に関する詳細は、令和4年1月上旬（予定）に本学ホームページ（<https://www.akita-u.ac.jp>）でお知らせします。

入寮案内請求および申請については、可否の発表に関わらず、上記ホームページにある請求期間および申し込み期間になりますので、ホームページで必ずご確認ください。

なお、請求期間および申し込み期間を過ぎてからの受付は、一切いたしませんのでご了承ください。

学生寮に関する問い合わせ先
秋田大学学生支援・就職課
TEL 018-889-2240

秋田大学教育文化学部総合型選抜Ⅰ「個別の入学資格審査」について

学校教育法施行規則第150条第7号による「大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの」として本学へ出願を希望する者は、事前に本学の入学資格審査を受け、入学資格を認められた場合に限り出願できることとなります。

令和4年度入試に関する入学資格審査は、次のとおり実施します。

(1) 個別の入学資格審査を申請できる者

本学へ入学する意志があり、令和4年3月31日までに18歳に達し、本学の指定する書類を提出できる者で、次のいずれかに該当するもの

- ① 高等学校に対応する学校の課程（当該課程を合わせて学校教育における12年の課程を有していることが認められるもの）に在学した者または在学している者
- ② 上記①以外の者で、各種の学校等での学習歴および社会での実務経験等（資格取得を含む。）が、高等学校卒業と同等以上であると客観的に確認できるもの

(2) 申請受付期限

令和3年10月8日（金）（必着）

(3) 申請書類

審査を希望する者は、秋田大学入学資格認定申請書〔別紙様式〕に次の各号の区分毎に掲げる書類を添えて、本学に申請してください。

① 上記(1)の①による申請者

- ア 修業年限および学年・学期に関する事項が記載された書類
- イ 課程の組織に関する事項が記載された書類
- ウ 教育課程および授業日数に関する事項が記載された書類
- エ 学習の評価および教育課程修了の認定に関する事項が記載された書類
- オ 入学および卒業に関する事項が記載された書類
- カ 当該申請者に係る教科・科目の履修状況の証明書

② 上記(1)の②による申請者

- ア 学校教育における9年の課程修了後の公的な教育施設における学習歴を証明する書類
- イ 社会での実務経験等（資格取得を含む。）が高等学校卒業と同等以上であることを客観的に確認できる書類

(4) 審査方法

申請書類により審査を行います。申請書類の不備や疑義等がある場合は、期間を定めて当該申請書類の補正を求め、それが満たされないときは審査を拒否することがあります。

(5) 審査基準

- ① 上記(1)の①による申請者については、当該学校の教育内容等が高等学校学習指導要領に準じているかを精査し、高等学校と同等以上であるかを審査します。
- ② 上記(1)の②による申請者は、学習歴および社会での実務経験等（資格取得を含む。）について精査し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかを審査します。

(6) 認定

審査の結果、入学資格を認める場合は、申請者に対して秋田大学入学資格認定書を交付します。
入学資格を認めない場合は、申請者に対してその理由を付して通知します。

(7) 認定の取消

申請者が高等学校に対応する学校の課程の修了見込みまたは学習歴もしくは実務経験等の終了見込みで申請した場合であって、その要件が満たされない場合は、入学資格認定を取り消します。

(8) 申請書類の提出方法および提出先・照会先

申請書類を郵送する場合は簡易書留郵便とし、封筒のおもて面に「入学資格認定申請書在中」と朱書きしてください。また、返信用封筒（長形3号、簡易書留速達料金分（664円）の切手を貼付し、あて先を明記したもの）を同封してください。

なお、審査を申請するに当たっては、事前に入試課に照会願います。

照会先

秋田大学入試課教育文化担当

〒010-8502 秋田市手形学園町1番1号 電話 018-889-2507